

平成24年（ワ）第213号、平成25年（ワ）第131号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川 篤雄、國分 富夫 外215名

被告 東京電力株式会社

準備書面（13）

（大飯原発の運転差し止めを命じた福井地裁判決について）

2014（平成26）年6月4日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 寺 利 孝

同 広 田 次 男

同 鈴 木 堯 博

同 清 水 洋

同 米 倉 勉

同 笹 山 尚 人

同 渡 辺 淑 彦
外

第1 本書面の趣旨

2014（平成26）年5月21日、福井地裁は、関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の原子炉について、運転差止めを命じる判決を言い渡した（以下「福井地裁判決」という。）。同判決は、本件事故後に初めて言い渡された原子力発電所の差止め訴訟の判決であり、またその内容も、史上3度目となる運転差止めを命じるものであったことなどから、すでにマスコミ等でも大きく報じられ（甲A96＝各紙の報道）、判決全文も公表されている（甲B14＝判決書）。

福井地裁判決は、原子炉の運転差止め訴訟における判決であり、本件のように損害賠償を求める事案とは異なる。もとより、同判決は、大飯原発についてのものであって、福島第一原発について述べたものではない。

しかし、原告らは、福井地裁判決が述べる人格権の位置付けや原子力発電所に求められる安全性についての考え方は、普遍性を有するものであり、本件訴訟においても十分に参照されるべきであると考えている。そのため本書面において、同判決を引用しつつ、原告らの主張とする。

第2 福井地裁判決の内容

1 事件の概要

原告合計189名が、2012（平成24）年11月30日（一部は2013〔平成25〕年5月11日）、関西電力株式会社を被告として、大飯原子力発電所（福井県大飯郡おおい町1字吉見1-1）において、同原発3,4号機の原子炉の運転をしてはならない旨、求めたものである。運転差止めの根拠として、同事件の原告らは、人格権ないし環境権を選択的に主張していた。

2 判決主文

判決は、大飯原発から半径250キロメートル圏内に居住する原告166名との関係で、被告に対し、同原発3,4号機の原子炉の運転差止めを命じた。

3 判決理由

(1) 概要

判決書は、本文で68頁にわたるが、裁判所の判断(判決書38頁以下)の構成は、概ね以下のとおりである。

すなわち、判決はまず、「1 はじめに」と題して人格権の位置付けを述べ、次に、「2 福島原発事故について」として本件事故の周辺住民への影響を述べる。なお、このなかで、原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したことが、本件判決で請求を認容した原告の範囲の画定にあたって考慮されたものと思われる。そして、「3 本件原発に求められるべき安全性、立証責任」において原子力発電所に求められるべき安全性と、差止め訴訟における判断基準と立証責任に触れ、「4 原子力発電所の特性」において原子力発電所の本質的危険性を認めている。

大飯原発の原子炉の安全性に関して、「5 冷却機能の維持について」と題して基準地震動との関係で冷却機能を維持できない問題、及び、「6 閉じ込めるといふ構造について(使用済み核燃料の危険性)」と題して核燃料プールの危険性の問題を指摘している。そして、「7 本件原発の現在の安全性と差止めの必要性について」で大飯原発が新規制基準の下でも安全技術・設備に脆弱性が残ることを指摘する。

また、「8 原告らのその余の主張について」では、津波による危険等、上記5,6以外の点についての原告らの主張や、環境権に基づく主張に

については選択的な主張であって判断の必要はないとし、「9 被告のその余の主張について」では、原発の運転によるコスト削減や環境面のメリットといった被告の主張を、取るに足りないものとして一蹴している。

(2) 人格権の位置付けについて

福井地裁判決は、「1 はじめに」(38頁)において、人格権の位置付け、及び、差止め訴訟との関係にかかわって次のように述べる。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。」

(3) 原子力発電所に求められるべき安全性について

ア 判決は、上記(2)の人格権の位置付け、及び、福島第一原発事故で半径250キロメートル圏内の住民に対する避難勧告が検討され、またチェルノブイリ原発事故における避難区域も同様の規模に及んでいる

こと、「放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当性に重大な疑問」があり、250キロメートルという数字が直ちに課題であると判断できないことを前提として、次のように述べる。

「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。」

イ そして、人格権と原発の運転の利益との調整については、差止め訴訟における判断であること、福島第一原発事故後の判断であることを前提として、次のとおり指摘している。

「原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法2条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。

新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展

はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」

ウ また判決は、こうした考え方は、「人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。」とする。

そのため、原子炉等規制法の「趣旨とは独立して万一の危険も許されないという…立論は存在する」と述べ、また、国の審査における専門技術的な裁量を伴う判断についても、「改正原子炉規制法に基づく新規制基準が原子力発電所の安全性に関わる問題のうちいくつかを電力会社の自主的判断に委ねていたとしても、その事項についても裁判所の判断が及ぼされるべきであるし、新規制基準の対象となっている事項に関しても新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の適否という観点からではなく、(1)の理(引用者注：人格権の位置付け)に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきこととなる。」とする。

(4) 原子力発電所の特性について

判決は、次のように述べて、原子力発電所の「本質的な危険」を指摘する。

「原子力発電技術は次のような特性を持つ。すなわち、原子力発電においてはそこで発出されるエネルギーは極めて膨大であるため、運転停止後においても電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならず、その間に何時間か電源が失われるだけで事故につながり、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大して行くという性質を持つ。このことは、他の技術の多くが運転の停止という単純な操作によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されるのとは異なる原子力発電に内在する本質的な危険である。

したがって、施設の損傷に結びつき得る地震が起きた場合、速やかに運転を停止し、運転停止後も電気を利用して水によって核燃料を冷却し続け、万が一に異常が発生したときも放射性物質が発電所敷地外部に漏れ出すことのないようにしなければならず、この止める、冷やす、閉じ込めるという要請はこの3つがそろって初めて原子力発電所の安全性が保たれることとなる。仮に、止めることに失敗するとわずかな地震による損傷や故障でも破滅的な事故を招く可能性がある。」

(5) 大飯原発の安全性について

判決は、大飯原発については、「地震の際の冷やすという機能と閉じ込めるという機能において次のような欠陥がある」として、以下の各点を指摘している。

ア 冷却機能の維持について

1260ガルを超える地震によって冷却システムは崩壊し、メルトダウンに結びつく。このことは関西電力も認めている。ところが、「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知でき

ていないことは公知の事実であり、地震の想定は限られたデータをもとにしたもので、「大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないと
の確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」

関西電力は、大飯原発で起きる可能性のある地震動 S_s として700ガルを設定している。700ガルを超えるが1260ガルを超えない地震であっても、炉心損傷に結びつく原因事実となることも、関西電力は認めている。関西電力は、この場合でも、有効な手段を打てば炉心損傷に至らないと主張するが、地震の性質や事象の把握の複雑さ・困難さ、防御システム自体の破損の可能性等を考慮していない。そもそも、2005（平成17）年以降10年足らずの間に、基準地震動 S_s を超える地震が5回も起きていることからすれば、基準地震動の想定自体に無理がある。

また、700ガルに至らない地震についても、外部電源の喪失や主給水ポンプの破損があり得るが、「電気と水のいずれかが一定時間断たれば大事故になるのは必至である。」

「日本列島は太平洋プレート、オホーツクプレート、ユーラシアプレート及びフィリピンプレートの4つのプレートの境目に位置しており、全世界の地震の1割が狭い我が国の国土で発生するといわれている。」

「この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといっているのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。」

イ 閉じ込めるといふ構造について

判決は、「原子力発電所は、いったん内部で事故があったとしても放射性物質が原子力発電所敷地外部に出ることのないようにする必要があるので、その構造は堅固なものでなければならない。」と述べた上で、大飯原発でも核燃料部分は堅固な原子炉格納容器の中にあるが、使用済み核燃料については「原子炉格納容器の外の建屋内の使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれており、その本数は1000本を超えるが、使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れたときこれが原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない。」と指摘する。

その上で、福島第一原発4号機において、使用済み核燃料プールに納められた使用済み核燃料が危機的状況に陥り、そのために避難計画が検討されたこと、その被害は最大で、強制移転を求めるべき地域が170キロメートル以遠に生じる可能性があるなど、重大な影響を生じる可能性があったとする。

(6) 原告のその余の主張の位置付けについて

判決は、上記(2)～(5)等を前提とした大飯原発の現在の安全性について、「国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るといふ観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかという疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。」とする。

判決は、その上で、原告が他に主張している津波による危険等、さまざまな要因による危険性や環境権に基づく請求については、「これらの危険性の主張は選択的な主張と解されるので、その判断の必要はないし、環境権に基づく請求も選択的なものであるから同請求の可否について

も判断する必要はない。」と述べ、この点を判断するまでもなく主文の判断が導かれることを確認している。

(7) 被告のその余に主張に関する判断について

関西電力が訴訟で主張した「本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながる」との主張については、「当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。」「被告の主張においても、本件原発の稼働停止による不都合は電力供給の安定性、コストの問題にとどまっている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。」と述べて退けている。

また、「原子力発電所の稼働がCO₂（二酸化炭素）排出削減に資するもので環境面で優れている」との主張に対しても、「原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。」と述べて、関西電力の主張を一蹴している。

第3 小括

以上のように、福井地裁判決は、人格権を「すべての法分野において、最高の価値を持つとされている」ことを確認した上で、原子力発電所の事故によって侵害されうる権利は「人格権とりわけ生命を守り生活を維

持するという人格権の根幹部分」であるとする。そして、原子力発電所が内包する「本質的な危険」を前提とすれば、かような人格権の侵害をもたらす事態が生じる「具体的危険性が万が一でもある」場合には、差止めを認めるべきであるとしている。

このような福井地裁判決の考え方は、人格権の位置付けという点で同判決にとどまらず普遍的な性格を有するものであり、現に福島第一原発事故によりふるさとを喪失し、避難生活を余儀なくされている本件原告らの人格権・人格的利益を考慮するに当たっても大いに参照されるべきものである。また、運転差止めを認める根拠として的人格権は、当然ながら、損害賠償における被侵害利益としても十分考慮されなければならないものである。

福井地裁判決は、大飯原発の具体的な安全性を問題としているものであるが、その前提として、原子力発電所の「本質的な危険」に言及し、原子力発電所の特性を踏まえて個別の安全性を検証している。ここで指摘される原子力発電所に求められるべき安全性は、単に大飯原発のみに当てはまるものではないし、福島第一原発事故後に初めて求められるようになったというものでもない。もとより、福島第一原発事故後に安全性の要請が高まったということは言うまでもないが、原告らが本件訴訟において従来指摘してきたように、被告は、福島第一原発における過酷事故を予見し、または予見し得たのであるから、本件事故前に結果回避措置をとるべきであったことに変わりはない。

1973（昭和48）年8月27日に松山地方裁判所に伊方原子力発電所の設置許可取消訴訟が提起されて以降、全国各地で多数に上る原子力発電所の設置許可取消や運転差止めが求められてきた。裁判所はことごとく請求を退け、わずかに2例あった請求認容判決も、本件事故までにいずれも上級審で覆されるに至っている。

本件事故後の初めての判決となった福井地裁判決は、本件事故の広範かつ深刻な被害を踏まえてなされた。本件事故そのものの被害について司法判断が求められる本件訴訟では、原告らの被害と被告の加害の実態と正面から向き合い、被告の責任を踏まえた被害回復と正当な賠償がなされなければならない。

以 上